# 前回のご指摘事項等について

令和5年12月25日 製造産業局 生活製品課

# 前回(第7回)の主な御指摘

### ● CO2 (GHG) 排出量等のLCA

繊維製品の製造に係る CO2 排出量の算定を定量的・客観的に評価していく基準作りが重要。 企画・設計段階から生産システムを合理化できる。

### ● ナッジ手法の活用

消費者庁の調査では、エシカル消費に取り組んでいないことに「特に理由はない」という人が最大。無意識に環境に優しいものを選べるよう、ナッジ手法の活用も検討すべき。

### ● 繊維産業における賃上げ

物価上昇に対し、産地では賃上げが進んでいない。適量生産及び価格の適正化が重要。

### ● 商品の廃棄やサプライチェーンで発生する廃棄物に関する情報開示

- ・ 衣料品のトレーサビリティやアパレル企業等の廃棄等に係る情報開示を進めていくには、生活者が知りたい情報と、企業秘密とのバランスが重要であることから、国による基準作りなどが必要。
- 一部のアパレル企業では、ブランド力を維持する観点から、売れ残り品等の廃棄は残っており、焼却処分もされていると聞く。二次流通へ寄付・拠出しないアパレル企業への対処が課題。

# CO2(GHG)排出量等の算定ルール等

- 繊維産業においても、CO2(GHG)排出量等の算定把握・情報提供等が求められており、製品単位のCO2排出量である、CFPの算定にはISOや
   GHG Protocol "Product Standard" といった国際ルールが存在。
- 一方で、ISO14067を例に取ると、解釈の余地のある箇所や、明記されていない事項があることから、算定を行う企業が独自に具体的な算定方法を設定せざるを得ない。
- 環境省と経済産業省では今年3月に「カーボンフットプリント ガイドライン」を策定・公表。5月には、CFPの算定方法、表示・開示方法や排出削減の検討方法について解説する実践ガイドも公表し、各社でCFPの算定を行うための支援を行っている。

### 「カーボンフットプリント ガイドライン」(記載内容例)

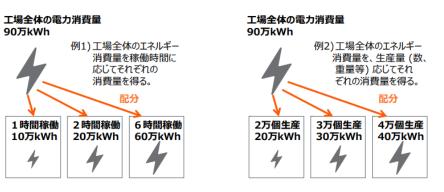
使用: 原材料 流通• 廃棄・ 維持 牛産 販売 調達 リサイクル 管理 〇〇加工 〇〇加工 ○○組立 〇〇加工 算定対象とする プロセスの具体化

原材料調達から廃棄リサイクルの各ステージの個別のプロセスにおいて、CFPのGHG排出量への影響が軽微だと想定されるプロセスについては、算定対象に含める必要がないものとして除外してもよいが、除外する理由とその影響を説明しなければならない。

#### 図8 配分の例

#### 工場における電力消費の場合

組織又は事業所単位のデータをプロセス単位に割り当てる。例えば工場全体のエネルギー量や 排出量しかわからない場合に、製品やプロセス単位の排出量を推計する際に活用する。



出典:経済産業省、環境省「カーボンフットプリント ガイドライン」(2023年) https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\_environment/carbon\_footprint/pdf/20230526\_3\_1.pdf

# CO2(GHG)排出量等の算定に関する個社の取組

- ワールドグループでは、工程毎のGHG排出量の把握・可視化を進めており、2030年に **Scope1&2においては、50%(2018年3月期比)削減**を目指している。
- また、Scope3は排出量の総量目標では、売り上げ変動要素が大きいことから、<u>衣服1</u>
   <u>点当たり</u>、2030年までに<u>20%削減</u>目標を設定。
   サスティナブル新素材の開発及び排出量の精緻化及び情報開示を進めている。

### 新素材に切り替え後、服1点当たりの排出量の内訳

原料切り替えによる具体的な削減率を明確にするために これまで一括りにしていた原材料調達までの排出量について、 各工程毎の排出量を可視化。

工程別×素材別の排出量を算出し、

サスティナブル素材を使用した場合のGHG削減率を可視化



出典: ワールドグループ「WORLD SUSTAINABILITY PLAN」(2023年) https://corp.world.co.jp/csr/pdf/world\_sustainabilityplan\_2022.pdf

### サスティナブル新素材の開発



#### 「再生ウール」 **GHGを33.7%削減**※

※ウール原料(紡績、織布、加工)の製造工程における対バージン比の GHG削減率

#### 共同開発企業:中伝毛織株式会社(愛知県一宮市)

紡績段階での落ち綿とウール混率90%以上のニット商品、ウールの 裁断端材等からアップサイクルした「再生ウール」をベースにコート、 ジャケット、ボトム用の素材を開発。資源を再利用することで羊の飼 育にかかわるGHG排出を削減した。

### データ集

			単位	2022.3月期	2023.3月期
温室効果ガス	Scope1	事業者自らによる直接排出 (燃料の燃焼)	t-co2	3,179	2,457
	Scope2 (ロケーションベース)	他社から供給された電気、熱・蒸気	t-co2	28,654	23,015
	Scope3	間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)	t-co2		
	カテゴリー1 👀	購入した製品・サービス	t-co2	390,381	314,598
	カテゴリー4 (上端のみ) *1, *2)	輸送、配送(上流)	t-co2	2,419	1,963
	カテゴリ―8(スコープ1,2で計上)	リース資産(上流)オフィス機器・PC	t-co2		
	カテゴリ―9	輸送、配送(下流)	t-co2	_	968
エネルギー使用量	ガス使用量	m	114,051	185,225	
	重油		kl	724	699.7
	電気使用量		于kwh	65,616	57,037
	電力使用量に占める再エネ比率	%	0%	5.5%	
	水使用量(オフィス・工場)		m	_	32,093
一般廃棄物·産業	廃棄物・食品廃棄物	kg	_	28,310	
商品廃棄量		点	514,295	253,556	

# 環境配慮等におけるナッジの活用事例

● ナッジ(nudge:そっと後押しする)とは、行動経済学の知見の活用により、「人々が自分自身によってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」。

### 可燃ごみ処理費の開示による資源循環促進(宮城県 本吉郡南三陸町)

- 南三陸町には町内に可燃ごみ処理施設が無いため、年間 4,200万円を隣町の気仙沼市に支払い、可燃ごみを処理。
- 4,200万円を南三陸町が負担している旨のポスターを可燃 ごみ袋を販売している棚に掲示。







1週間あたりの生ごみ再資源化量が14.68%増加。



出典:環境省「日本版ナッジ・ユニット (BEST) JHP https://www.env.go.jp/content/000103270.pdf

### 配置転換による健康的な食品の販売促進(オランダ)

- オランダの駅の売店にて、健康的な食品はレジの横に、不健康 な食品は店内の他の場所で入手できるように陳列。
- さらに、別店舗では、「より健康的な選択をお手伝いします」という看板を提示し、配置転換の意図を公開。



1週間で健康的な食品の売上が約2倍(161個→287個)に増加。

配置転換の意図を公開した場合でも、ナッジの効果は低下しなかった。

出典: Floor M. Kroese, David R. Marchiori, Denise T. D.de Ridder 「Nudging healthy food choices: a field experiment at the train station」(2015年)https://academic.oup.com/jpubhealth/article/38/2/e133/2241365

# 国内の繊維産業における賃上げ等の状況

- UAゼンセンの調査では、UAゼンセン全体・製造産業部門全体では、3%台後半の妥結となったが、繊維加工・染色業種では2.77%の賃上げ。
- 1組合あたりの増加率(単純平均)をみると、**染色業種が2.3%台**、地域(産地)に よっても差がある。

### 2023 賃金闘争 UAゼンセン製造産業部門 地域・業種別の妥結集計(正社員) 増加率(%)

#### ★加重平均(組合員1人あたりの増加率)

※11月15日時点

	繊維加工・染色	合計	製造産業部門全体	UAゼンセン全体	
		組合員数300人未 満	組合員数300人以上		
体系維持原資 (定期昇給分)	1.56	1.41	1.60	1.75	1.57
賃金引上分	1.34	1.65	1.26	2.20	2.10
総合計 (前年差)	<b>2.77</b> (+0.98)	<b>2.65</b> (+1.01)	<b>2.88</b> (+0.95)	<mark>3.63</mark> (+1.45)	<mark>3.52</mark> (+1.37)

#### ★単純平均(1組合あたりの増加率)

	全国		地域(産地)別							
	繊維加工	染色	北陸·新潟	愛知・岐阜	大阪	山陽				
体系維持原資 (定期昇給分)	1.54	1.43	1.43	1.46	1.66	1.12				
賃金引上分	1.56	1.37	1.40	1.31	1.02	2.91				
総合計	2.60	<mark>2.38</mark>	<mark>2.28</mark>	2.92	<b>2.05</b>	2.56				

※体系維持原資と賃金引上分は賃金体系維持ができている組合のみの集計、総合計は賃金体系維持が不明な組合も含まれるため、二つの和は総合計と一致しない。

※加重平均(組合員ベース)では、組合員1人の増加率を示すため、従業員数の多い大手企業の影響を受けやすく、中小企業の実態が分かりがたい。一方、単純平均(組合ベース)では、組合ごとの増加率を示すため、組合数の多い中小企業の実態を把握しやすい。

出典: UAゼンセン 2023賃金闘争 地域・業種別の妥結集計(正社員)(11月15日時点)

# 価格転嫁の状況(「価格交渉促進月間(2023年9月) フォローアップ調査の結果)

- 中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査(業種別の価格転嫁率)では、
   は、
   (3月:54.8%→9月:47.5%)。
- 「パートナーシップ構築宣言」の更なる普及を図るとともに、今後、繊維関係団体宛てに 更なる下請取引の適正化に向けた要請文を発出予定。

		コスト増に	各要	要素別の転嫁	率			コスト増に	各要	素別の転嫁	枢
	2023年3月	対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費	2	023年9月	対する <mark>に原薬</mark> ※	原材料費	エネルギー	労務費
	①全体	47.6%	48.2%	35.0%	37.4%		<b>①全体</b>	↓45.7%	↓45.4%	↓33.6%	↓36.7%
Г	1位 石油製品·石炭製品製造	57.0%	50.4%	45.8%	45.8%	1位	化学	↑↑59.7%	<b>↑57.9%</b>	<b>145.4%</b>	<b>147.0%</b>
	2位 卸売	56.9%	55.5%	41.5%	41.7%	2位	食品製造	↓53.6%	↓52.5%	√37.4%	<b>↑39.8%</b>
	3位 造船	56.1%	60.1%	40.5%	42.1%	3位	電機·情報通信機器	↓53.4%	↓55.2%	<b>↑37.8%</b>	<b>↑39.8%</b>
	4位 食品製造	55.8%	55.2%	39.9%	39.3%	3位	機械製造	<b>↑53.4%</b>	↓55.4%	<b>↑38.9%</b>	<b>↑39.8%</b>
	5位 飲食サービス	55.6%	55.8%	37.3%	41.4%	5位	飲食サービス	↓52.3%	<b>↓47.8%</b>	√34.5%	<b>↓36.2</b> %
۱_	6位 電機·情報通信機器	55.4%	57.1%	36.7%	38.8%	6位	製薬	<b>↑50.7%</b>	↓49.3%	↓29.4%	<b>↓27.8</b> %
П	7位 繊維	54.8%	54.5%	38.9%	38.2%	6位	卸売	↓↓50.7%	↓50.7%	↓35.2%	↓35.7%
1	8位 小売	53.7%	53.3%	38.3%	39.1%	8位	造船	↓↓50.1%	↓53.3%	→40.5%	<b>↓38.6%</b>
	9位 化学	53.3%	56.8%	39.6%	39.9%	9位	金属	↓49.1%	↓50.9%	↓35.6%	<b>↓34.8%</b>
	9位 建材·住宅設備	53.3%	53.3%	36.5%	37.0%	10位	小売	↓49.0%	<b>↓47.6%</b>	↓33.5%	√35.4%
	11位機械製造	52.2%	55.7%	36.5%	37.5%	11位	紙·紙加工	↓48.7%	↓48.6%	√34.0%	<b>↓34.0</b> %
	11位紙・紙加工	52.2%	52.3%	35.9%	35.0%	12位	印刷	↑ ↑ 48.6%	<b>↑49.3%</b>	<b>129.7%</b>	133.4%
12	13位 金属	50.2%	52.4%	38.0%	36.3%	② 13位	繊維	↓ ↓47.5%	<b>↓44.3</b> %	J32.5%	<b>↓33.1%</b>
業	14位 廃棄物処理	48.5%	43.6%	35.9%	39.6%	第 14位	建材·住宅設備	↓ ↓ 45.4%	<b>↓47.8%</b>	√30.4%	↓33.6%
種	15位 製薬	48.4%	52.4%	40.0%	38.4%	15位	建設	<b>↑45.2%</b>	<b>↓44.6%</b>	→35.1%	<b>141.2%</b>
別	16位 不動産・物品賃貸	46.5%	45.0%	36.6%	41.7%	別 16位	広告	↑↑↑44.6%	<b>140.4%</b>	<b>↑30.0%</b>	<b>↑39.8%</b>
	17位建設	44.3%	45.4%	35.1%	40.6%	17位	自動車·自動車部品	<b>144.3%</b>	<b>↑50.9%</b>	<b>↑37.5%</b>	<b>↑28.6%</b>
	18位 電気・ガス・熱供給・水道	43.0%	40.1%	31.5%	37.7%	18位	金融·保険	<b>142.4%</b>	↓40.4%	→29.8%	<b>↑39.6%</b>
	19位 印刷	42.3%	41.6%	26.8%	31.3%	19位	石油製品·石炭製品製造	<b>↓ ↓ ↓ 42.1%</b>	↓46.1%	↓32.2%	<b>↓29.8</b> %
	20位 自動車・自動車部品	40.7%	47.4%	29.9%	24.3%	20位	鉱業·採石·砂利採取	<b>141.9%</b>	<b>↑39.5%</b>	<b>↑36.1%</b>	√32.5%
1	21位 金融・保険	38.9%	41.7%	29.8%	35.3%	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓41.1%	<b>↑41.1%</b>	↑32.2%	↓37.0%
	22位 鉱業·採石·砂利採取	37.2%	39.2%	34.5%	40.2%	22位	不動産業·物品賃貸	↓ ↓ 39.6%	↓36.7%	↓29.4%	↓34.9%
	23位 情報サービス・ソフトウェア	36.7%	21.0%	18.0%	45.7%	22位	情報サービス・ソフトウェア	<b>↑39.6%</b>	<b>↑21.5%</b>	<b>18.3%</b>	<b>↑46.5%</b>
	24位広告	34.0%	36.4%	27.8%	30.8%	24位	廃棄物処理	↓↓↓34.9%	↓28.8%	↓27.6%	↓28.6%
	25位 通信	33.5%	33.0%	26.8%	34.8%	25位	通信	↓33.1%	<b>↑35.7%</b>	↓23.1%	↓31.0%
	26位 放送コンテンツ	22.7%	24.0%	19.5%	21.8%	26位	放送コンテンツ	<b>↑27.0%</b>	<b>129.0%</b>	<b>121.4%</b>	<b>↑32.3%</b>
	27位 トラック運送	19.4%	17.9%	19.4%	18.2%	27位	トラック運送	<b>↑24.1%</b>	↓17.2%	<b>↑20.6%</b>	<b>19.1%</b>
L	- その他	45.0%	44.1%	33.1%	35.8%	-	その他	↓41.9%	↓40.2%	↓30.9%	<b>136.3%</b>

※3月時点との変化幅と矢印の数の関係

(例) ↑: 1~4ポイントの上昇、 ↑↑:5~9ポイント 上昇、↑↑↑:10ポイント以上 上昇

出典:中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年9月) フォローアップ調査の結果について (速報版)」(2023年11月28日)

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 価格転嫁率と、各コスト要素の比率(原材料費、労務費、エネルギー費、その他のコスト比率)の関係を見ると、転嫁率が高い業種ほど、原材料費の比率が高く、労務費の比率が低い傾向があるため、内閣官房・公正取引委員会にて、2023年11月29日付けで労務費の指針の公表が行われたところ。
- 本指針にて、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉につい** て、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を「12の行動指針」として取りまとめ。
- これに沿わない行為を行い、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくとされており、発注者、受注者双方による対応をお願いしたい。

### 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

### 発注者として採るべき行動/求められる行動

- 行動① 本社(経営トップ)の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料(※) とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

※関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料。 例:

- ・都道府県の最低賃金やその上昇率
- ・春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号)

### 受注者として採るべき行動/求められる行動

- 行動① 相談窓口の活用
- 行動② 根拠とする資料
- 行動③ 値上げ要請のタイミング
- 行動④ 発注者側から価格提示を待たずに自ら希望 額を提示

# 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での 保管

### 賃上げ促進税制の拡充及び延長(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

● 3 0 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間:3年間】 改正前【措置期間:2年間】 税額 継続雇用者※4 教育 継続雇用者 教育 両立支援 税額 税額 税額 税額 最大 最大 <sup>'</sup>控除率 給与等支給額 訓練費 給与等支給額 訓練費※7 控除率 控除率 控除率 控除率 控除率 控除率 女性活躍 (前年度比) (前年度比) (前年度比) (前年度比) **%** 6 大企 + 3% 15% +3% 10% プラチナくるみん +4% 25% +4% 15% 5% 5% +20% 30% 35% +10% ト乗せ 上乗せ 上乗せ +5% 20% プラチナえるぼし **※1** 25% +7% 継続雇用者 教育 両立支援 税額 税額 税額 最大 中堅企業※2 給与等支給額 訓練費 控除率 控除率 控除率 控除率 女性活躍 (前年度比) (前年度比) プラチナくるみん +3% 10% 5% 5% +10% 35% 上乗せ 上乗せ +4% 25% えるぼし三段階目以上 教育 全雇用者※5 両立支援 全雇用者 教育 税額 税額 税額 最大 税額 税額 最大 給与等支給額 訓練費 給与等支給額 訓練費 ¦控除率 ¦控除率 ¦控除率 控除率 控除率 ¦控除率 控除率 中 女性活躍 (前年度比) (前年度比) (前年度比) (前年度比) くるみん 15% 15% +1.5%+1.5%10% 5% 10% 企 +5% 45% 40% +10% o r 上乗せ 上乗せ 業 30% 30% +2.5%+2.5%えるぼし二段階目以上

- ツ 1 「次十会10倍円以上かつ分类号数1 000 L 以上 1豆は「分类号数2 000 L 扨 l のいずわかに坐てはまる会せは **フリチフニ クナリガ ナなののま**す
- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと が適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)が適用可能。 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※3 中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※8。

- ※ 4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。
- ※ 5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

**※3** 

- ※ 6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 商品の廃棄やサプライチェーンで発生する廃棄物に関する情報開示の状況

国内の大手アパレルでは、<u>商品等の廃棄</u>や、<u>回収した衣料品のゆくえ</u>に関する<u>情報開</u>
 赤を行っている企業も存在する。

#### 事例1 ユナイテッドアローズ

ユナイテッドアローズでは、サステナビリティ活動のスローガン「SARROWS (サローズ) 」のもと、数値目標に対する実績を開示している。**商品の廃棄 率 (廃棄対象となる商品の原価額 ÷商品調達額)** は2030年に0.1% を目指しており、**2022年の値は0.4%**となっている。



出典:(㈱ユナイテッドアローズHP (<a href="https://www.united-arrows.co.jp/sustainability/circularity/">https://www.united-arrows.co.jp/sustainability/circularity/</a>)

#### 事例2 H&Mジャパン

H&Mジャパンでは、回収した衣料品について、「状態に応じてリウェア、リユース、リサイクル、エネルギーのいずれかに仕分けられ、**廃棄されるものは一切 ありません。**」と明記し、回収衣料品の廃棄をしていない旨を明確に公表している。

Rewear
まだ海用できる女科品は
古着として世界で販売されます。

Reuse
はう着なことのできななから本類は
リメイクされた以籍作用品がどの別の製品に
作りか入られて再利用されます。

Recycle
リウェア・リュースできない市地は
接物繊維として使用されたり
または自動業業界で
利派材や地縁材などに利用されます。

出典: H&MジャパンHP (https://about.hm.com/ja\_jp/news/general-news-2023/hm-gc-doubleboucher-earthday-2023.html)

#### 事例3 オンワード樫山

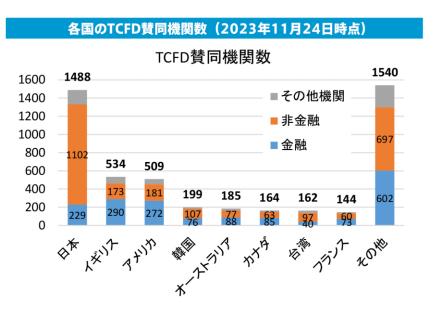
オンワード樫山が展開する「オンワード・グリーン・キャンペーン」では、回収した衣料品について、「<u>累計1,403,224人のお客様から7,301,146点の衣料品</u>」を 回収し、「**今までにお引き取りした衣料は、リサイクル82%、リユース18%で活用**」したとして、回収衣料品の廃棄はないことを明確にしている。

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 上半期	累計
参加者数	25,608人	39,180人	41,983人	53,755人	55,717人	59,279人	69,375人	72,896人	122,063 人	164,814 人	171,672 人	120,905 人	152,261 人	165,771 人	87,945人	1,403,224 人
引き取り衣料 点数	130,649 点	203,802 点	218,081 点	282,121 点	292,737 点	356,480 点	428,284 点	470,721 点	696,149 点	815,719 点	790,723 点	604,233 点	768,120 点	811,038 点	432,289 点	7,301,146 点

出典: オンワード樫山HP (https://www.onward.co.ip/green\_campaign/results/index.html)

# TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に関して

- TCFDは、G20 の要請を受けて金融安定理事会※で設立されたタスクフォースで、2017年6月に 最終報告書を公表。\*各国の金融関連省庁及び中央銀行からなり、国際金融に関する監督業務を行う機関
- 報告書では、企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことの重要性について言及しており、企業等に対し、ESG投融資を行う機関投資家・金融機関が重視するガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標について開示することを推奨。
- 日本では1,488の企業・機関が気候変動に関する財務情報開示を積極的に進めていくという趣旨に賛同(20以上の繊維関連企業が賛同)。



出典: TCFDコンソーシアムHP( https://tcfd-consortium.jp/about)

### TCFDで開示が推奨されている項目

ガバナンス	どのような体制で検討し、それを企業経営に
(Governance)	反映しているか。
<b>戦略</b> (Strategy)	短期・中期・長期にわたり、企業経営にどの ように影響を与えるか。またそれについてどう 考えたか。
リスクマネジメント (Risk Management)	気候変動のリスクについて、どのように特定、評価し、またそれを低減しようとしているか。
指標と目標	リスクと機会の評価について、どのような指標
(Metrics and	を用いて判断し、目標への進捗度を評価し
Targets)	ているか。

#### TCFDに賛同する繊維関連企業(一部)

株式会社アシックス、株式会社ファーストリテイリング、株式会社ワコールホールディングス、グンゼ株式会社、ミズノ株式会社、株式会社ゴールドウイン、株式会社ワールド、住江織物株式会社、株式会社アダストリア、株式会社ライトオン、株式会社しまむら、青山商事株式会社、株式会社デサント、株式会社TSIホールディングス、株式会社日阪製作所、島精機製作所、帝人グループ、東洋紡株式会社、日東紡績株式会社、ユニチカ株式会社、日本毛織株式会社等。

# 衣料品の廃棄禁止に関する欧州等の制度動向

- EUでは繊維製品の廃棄禁止を定める「エコデザイン規則案」が暫定的な政治合意に達した。
- 一方で、先行して廃棄禁止を国内法で規定するフランスでは、規制の効果を疑問視する報道もなされている。

#### EUエコデザイン規則案

EU理事会(閣僚理事会)と欧州議会は12月5日、 未使用繊維製品の廃棄禁止を含む製品仕様における 持続可能性要件の枠組みを設定する「エコデザイン」規則案に関して、 暫定的な政治合意に達したと発表。 今後正式な採択を経て、施行される見込み。

#### 今般の政治合意の内容

- 事業者は売れ残り消費財について、廃棄した商品の数量とその理由を 毎年報告しなければならない。加えて、同規則案の施行2年後からは、 売れ残った衣料品、衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の 廃棄が禁止される。
- 小規模企業 (Small and micro companies) は
   禁止規定の適用が除外されるほか、
   中規模企業 (medium size companies) に対しては
   施行から6年間の猶予期間が認められる。
- ただし、欧州委には廃棄禁止規定の適用製品を規定する**委任法令を 策定する権限が認められて**おり、中長期的には繊維製品以外の 製品グループに関しても廃棄禁止規定が適用される可能性がある。
- 現地報道では、フランスやドイツが繊維製品などに限定した 未使用品の廃棄禁止を求め、繊維業界を抱えるイタリアなどの 反対を押し切ったとしている。

### フランスの国内状況

他の欧州諸国に先行して、フランスでは、 2020年2月に施行された循環経済法(AGEC法)第35条 (LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire (1))

において、2022年1月1日までに繊維製品の売れ残り商品の 廃棄を禁止、再利用やリサイクル、寄付を義務付けた。 義務違反の際の罰金は1500€。

出典: European Parliament「Deal on new EU rules to make sustainable products the norm」

(<a href="https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm">https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm</a>)
独立行政法人日本貿易振興機構

「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ」 (<a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.ht">https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.ht</a> ml)

「EU理事会、エコデザイン規則案で合意、未使用繊維製品の廃棄禁止を目指す」 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/4daa35d637dd4941.html)

「プラスチック、繊維製品の廃棄物削減に向けて進む官民の取り組み(フランス)」 (https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/1101/3392 080adf7bb567.html)

「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩(フランス)」 (https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d 98ef8e3131f1.html)

11

# 第8回繊維産業小委員会において御議論いただきたいポイント

### ● 繊維産業における環境配慮に関する取組

- ▶ 繊維製品におけるCO2 LCA評価をするための仕組みや体制を整備すべきではないか。
  - LCAの計算方法、評価結果の開示方法
  - 繊維サプライチェーン上の川上・川中・川下の中小企業・小規模事業者の対応
  - -LCA評価人材の育成
- ▶ 複合素材繊維を含めたリサイクルについて、更なる環境負荷の低減を進めるため、どのような対応が考えられるか。
- ▶ 消費者等に対する<u>情報発信を通じた意識変容</u>やナッジ手法等を活用した<u>行動変容を推進</u>していくため、どのような対応が考えられるか。
- ▶ 消費者が安心して店頭等での衣料品の回収に参画できるよう、回収した衣料品の<u>最終的な処理についても情報開示</u>を行うことが必要ではないか。

### ● 繊維製品(衣料品)の適量生産・適量消費に向けた取組

- ▶ 繊維製品(衣料品)の適量生産・適量消費を図るため、どのような政策的な対応が考えられるか。
- ▶ 例えば、適量生産・適量消費の実現に向け、<u>目標年度(20xx年)や評価指標(国内供給点数、一人当たりの衣料品点数など)</u>等を繊維・アパレル業界において設定し、<u>業界全体が取り組んでいく対応</u>を検討していくことも一案ではないか。
- ➤ その際、欧州等の海外の動向や先進的な企業の取組、TCFD、環境配慮設計等による情報開 示ルールとの整合性に留意すべきではないか。

12